



建設発生土対策協議会の設置について（通知）

技術基準の種類：環境建設副産物
通知日：平成11年3月25日

各土木事務所長様

管 第 773 号
平成11年3月25日

土 木 部 長

建設発生土対策協議会の設置について（通知）

建設発生土については、各土木事務所毎に建設残土処理協議会を設置し、安全かつ計画的な処理を図ってきたところですが、このたび、別添のとおり標準要綱を改正したので、これにより貴所が所管する建設残土処理協議会要綱を改正し、建設残土処理協議会を建設発生土対策協議会（以下「協議会」という。）に改めるとともに、協議会を積極的に活用することにより、建設発生土の有効利用と適正処理を一層推進してください。

なお、平成2年3月29日付発管第243号で通知した「建設残土処理協議会の設置について」は廃止します。

石積（張）工の施工にあたっての留意事項Q & A

- 1 Q 石積工の石は、その背面を揃えて積むようになっているが、前面を揃えて施工してはいけないのか。
A 背面に揃えるか前面に揃えるかは一長一短があるが、背面に揃えた主な理由は、裏型枠を入れやすくして胴込コンクリートの施工性を重視したためである。
護岸前面の凸凹が著しく流水を阻害し河川管理上問題となるなどの場合には、石の前面を揃えて施工しても差し支えない。
- 2 Q コンクリート打設後パイプレータを使用すると、石と石との間からコンクリートが流れ出てしまうが、これの対策はないか。
A 石と石との隙間が大きいと、充てんしようとするコンクリートが流れ出る場合には、石と石との空隙に、石と同等以上の強度を有する小石（留め石）を石積み背面から詰めて隙間を埋める方法がある。施工にあたっては、この留め石の胴込部分への影響が最小限となるよう、できるだけ小さなものとするなど、留め石の形状・寸法に考慮する必要がある。
- 3 Q 天端コンクリートの直下部分は石と石との空隙が大きいと仕上げが難しいが対策はないか。
A 天端コンクリート前面は、天端石の空隙の小さい所でコンクリートの打設が可能な範囲から施工するものとし、2と同様、充てんしようとするコンクリートが流れ出る場合には、小石で石と石との隙間を埋めて、石積み高さを調節しようとする。
- 2 Q 石の現地採取や石の据付をクランプ付きバックホウで施工してよいか。又、クレーンで石を据え付ける場合には注意することは何か。
A クランプが石をつかむ機能の持つものであり、許容重量の石をつかんで作業を行っておれば問題ない（労働安全衛生規則（以下「安衛則」という）第164条参照）。ただし、作業にあたっては、安衛則第158条のとおり、クランプ付きバックホウの近くに労働者を立ち入らせないようにしなければならない。
又、クレーンによる作業を行うときは、クレーン等安全規則第74条及び第74条の2を遵守しなければならない。